(設置)

第1条 七尾市発注の全ての契約に係る公平で適正な入札の確保を図り、不正な行為に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について調査審議する。
  - (1) 入札談合に関する情報があった場合の対応
  - (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組織)

第3条 委員会の委員は、七尾市工事請負業者選考委員会規程(平成16年告示第58 号)第4条に定めるところによる。

(委員長の職務及び代理)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、副市長をもって充てる。
- 2 委員長は、会務をつかさどり、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理 する。

(会議)

第5条 委員会は、入札談合等に関する情報があった場合に、必要に応じて委員長が招 集する。

(定足数)

- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 第1項の規定による場合及び緊急の場合等会議を開催することができない場合に は、委員長は書類の回議をもって議事を決することができる。

(意見及び事情聴取)

第7条 委員会の会議は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め意見及び事情聴取することができる。

(報告)

第8条 委員会は、必要に応じ会議の経過及び結果を市長に報告する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、総務部監理課において行う。

附則

- この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- この告示は、平成30年4月1日から施行する。